

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
青森鉄道建設所事務所その他の賃貸借契約30	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月1日	大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-36	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	13,996,800	—	—				
平成30年度自動車駐車場の賃貸借について	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月1日	東洋建物管理株式会社 青森県青森市橋本1-7-3	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	972,000	—	—				
平成30年度借上倉庫賃貸借契約の継続について	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月1日	青森問屋町配送株式会社 青森県青森市第二問屋町4丁目5番68号	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,555,200	—	—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
青森鉄道建設所用自動車賃貸借の再契約について(その1)	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	住友三井オートサービス株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,692,576	—	—				
事務所自動車賃貸借の再契約について	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	株式会社三八五オートリース 青森県八戸市柏崎2丁目4-17	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,511,136	—	—				
工事事務所内の清掃等業務委託契約について	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	太平ビルサービス株式会社 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号	ビル所有者が業者を指定しているため、左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,440,648	—	—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成30年度機構ネットワーク通信網料金の支払いについて	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	現に契約履行中の役務の供給であって、ネットワークシステム回線を変更する場合、新たに通信機器の交換、設定、切替作業が全社的に必要となり、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが著しく不利であるため、契約事務規程第38条第1号工の規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	3,424,100	—	—				
平成30年度電気・上下水道料金の支払いについて	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	株式会社 第一ビルディング 東京都中央区京橋2-4-12	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	2,898,000	—	—				
平成30年度電気・上下水道料金の支払いについて	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町1-7-1	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,800,000	—	—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成30年度電話料金等の支払いについて	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,280,240	—	—				
平成30年度借上宿舎に係る建物賃貸借契約の契約更新について	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	カワナミ不動産管理センター 青森県青森市長島2-15-9	入居中宿舎の継続であり、左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	840,000	—	—				
平成30年度借上宿舎に係る建物賃貸借契約の契約更新について	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	大和リビング株式会社青森営業所 青森県青森市桂木4-6-16	入居中宿舎の継続であり、左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	12,582,600	—	—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成30年度借上宿舎に係る建物賃貸借契約の契約更新について	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	株式会社レオパレス21 東京都中野区本町2-54-11	入居中宿舎の継続であり、左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	10,117,345	—	—				
平成30年度借上宿舎に係る建物賃貸借契約の契約更新について	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	積和不動産東北株式会社 青森県青森市堤町1-7-17	入居中宿舎の継続であり、左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	936,000	—	—				
電子複写機の賃貸借及び保守契約の継続について(青森鉄道建設所)	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月2日	富士ゼロックス株式会社 青森県青森市本町1-2-15	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,393,920	—	—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
北海道新幹線新青森・新函館(仮称)間の建設に伴う工事の一部委託施行に関する平成30年度協定	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年4月10日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	本契約はJR北海道の営業線内において施行する工事であり、運転上の安全に密接に関連することから、JR北海道以外では契約の目的を達成することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	810,797,526	—	—				
北海道新幹線、津軽蓬田トンネル排水性状変動の検討(その4)	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年5月11日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	5,356,800	—	—	公財	国所管	1	
青森鉄道建設所敷地の使用に伴う港湾施設用地使用許可申請書の提出及び使用料の支払について	契約担当役 青森工事事務所長 中村 敦 青森県青森市新町二丁目2番4号	平成30年6月26日	青森県東青地域県民局 青森県青森市本町4丁目5-5	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,589,709	—	—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。